

関税・外国為替等審議会令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文  
 関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（議事）</p> <p>第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決することによる。</p> <p>3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。</p>	<p>（議事）</p> <p>第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p>